

鹿 市 監 第 1 7 号
令和6年5月27日

鹿島市長 松 尾 勝 利 様

鹿島市監査委員 村 田 敏 樹

鹿島市監査委員 山 口 孝

令和5年度 定期監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査結果の報告を、同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

令和5年度 定期監査結果報告書

第1 監査の対象及び方法

下表のとおり、すべての部署を対象として、令和5年度における予算の執行状況並びに事務事業の進捗と管理、財産の維持管理状況について提出された資料及び関係帳簿類を基に、必要に応じて関係者の説明を求めながら監査を実施した。

監 査 の 対 象 期 間	監 査 の 対 象 部 署
自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 3 0 日	生涯学習課、水道課、議会事務局 選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局
自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 1 0 月 3 1 日	市民課、税務課、保険健康課、都市計画課、 建設住宅課、ゼロカーボンシティ推進課、 下水道課
自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 1 1 月 3 0 日	総務課、企画財政課、D X推進室、 人権・同和対策課、教育総務課、 学校給食センター、会計課
自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 1 2 月 3 1 日	福祉課、産業支援課、商工観光課、 農林水産課

第2 監査の実施期間

令和5年11月1日から令和6年4月30日まで

第3 監査執行者

監査委員 村田敏樹 山口孝

第4 監査の主眼

地方自治法及びその他の法令等並びに鹿島市監査基準に基づき財務事務及び行政事務が適正に行われているか、また、行政運営が公正で合理的かつ効率的に執行されているかに留意して監査を実施した。

第5 監査の結果

予算の執行状況並びに事務事業の進捗と管理、財産の維持管理状況については、法令等に準拠し概ね適正に執行されていた。

しかしながら、以下のとおり一部において改善や検討を要すると判断される事項が見受けられたので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、軽微な誤りや注意を要する事項については、事情聴取の際に、その都度改善を促した。

1 契約事務に関する指摘事項

契約事務の改善を要するものの多くは随意契約による業務委託契約であり、契約書作成においての契約条項の記載漏れや契約時に必要な書類の添付漏れ等の事例が複数の課において見受けられた。

競争入札と同様に、随意契約においても公正で適正な事務の執行が求められることから、鹿島市財務規則や入札・契約制度マニュアル等を再確認することとともに、業者等から提出される文書についても内容確認を慎重に行ったうえで受領する等、適正な事務処理に努められたい。

また、入札・契約担当課においても、入札・契約にかかる各種マニュアルや通知等を遵守するよう、全職員へ周知徹底されたい。

- (1) 二課が共同で行う業務委託契約において、他課で行われた契約締結までの事務処理について合議等を受けず、支出の根拠となる書類が無いまま負担行為がなされていたため、適正な事務処理に努められたい。

(対象部署 下水道課)

- (2) 指名審査委員会の審査対象となる業務委託契約において、審査を省略されていたものがあつたため、鹿島市入札者指名等審査委員会規程に基づき適正に処理されたい。

(対象部署 DX推進室、保険健康課)

- (3) 業務委託の随意契約に際して、予定価格調書が作成されていないものがあつたので、鹿島市財務規則に基づき適正に処理されたい。

(対象部署 福祉課、学校給食センター)

- (4) 業務委託の請書について、原本ではなく写しのみが契約相手方から提出されていたため、適正な事務処理に努められたい。

(対象部署 企画財政課)

- (5) 工事請負または業務委託の契約に際して、契約保証金について下記のとおり誤りがあったので、鹿島市財務規則等に基づき適正な事務処理に努められたい。

ア 工事請負及び業務委託契約書において、契約保証金の免除に関する事項の記載がないもの

（対象部署 総務課、企画財政課、D X推進室、市民課、保険健康課、福祉課、商工観光課、農林水産課、都市計画課、ゼロカーボンシティ推進課、学校給食センター、生涯学習課、水道課、選挙管理委員会事務局）

イ 工事請負契約書において、契約保証金に関する事項の記載を誤ったもの
（対象部署 総務課、農林水産課）

- (6) 業務委託の請書に必要とされる収入印紙が貼付されていないものがあったため、契約事務においては十分に確認されたい。

（対象部署 教育総務課）

- (7) 業務委託契約の再委託について、承諾の手続きがなされていないものがあったため、適正な事務処理に努められたい。

（対象部署 教育総務課）

- (8) 業務委託契約の契約書に記載されている「市が定める指定条項」がわかる書類が添付されていなかったため、契約書を作成するときは十分に確認されたい。

（対象部署 商工観光課）

- (9) 業務委託契約において、契約書では前金払で支払う内容となっていないが、業務委託料を前金払されているものがあったため、前金払とする場合は、その旨を業務委託契約書に明記されたい。

（対象部署 商工観光課）

- (10) 工事請負契約書において、仲裁合意書の添付がされていないものがあったので、契約書を取り交わす際には、適正に処理されたい。

（対象部署 総務課）

- (11) 工事請負の完成確認の検査について、日数計算の算定誤りにより鹿島市財務規則に定められた完成通知書等の提出があった日から14日以内に行われていないものがあったので、完成の検査は遅滞なく実施されたい。

（対象部署 生涯学習課）

2 補助金交付事務に関する指摘事項

- (1) 補助金変更交付申請が提出され変更交付決定がなされているが、施行規則に変更に関する定めがないため見直しを図られたい。

(対象部署 都市計画課)

- (2) 補助金交付申請及び交付決定において、補助金額の積算が誤っているものがあつたため、書類の審査は確実に行われたい。

(対象部署 福祉課)

3 還付事務に関する指摘事項

- (1) 水道料金の減免による還付処理において、減免決定日から還付日まで期間を要しているものがあつたので、事務処理は速やかに行われたい。

(対象部署 水道課)

- (2) 水道料金の免除決定において、免除対象期が2期分であつたにもかかわらず、1期分のみを免除対象とされていたため、適正な事務処理に努められたい。

(対象部署 水道課)

- (3) 水道料金の減免対象の内、下水道使用料についても減免対象となるものについて、下水道課へ通知していないものがあつたため、適正な事務処理に努められたい。

(対象部署 水道課)